

書類規程

第1章 総則

第1条（総則）

本規程においては、会員が参加したオークション会場をU S Sと称する。

第2条（本規程の適用範囲）

本規程は、U S Sにおける名義変更および譲渡書類の扱いについて定める。

第3条（軽自動車への適用範囲）

本規程は、軽自動車にも適用する。ただし、軽自動車の性質がこれを許さないときはこの限りではない。

第2章 譲渡書類

第4条（譲渡書類の定義）

本規程において譲渡書類とは、成約車両について道路運送車両法に定める新規登録、移転登録、抹消登録に必要な書類および自動車損害賠償責任保険証明書、リサイクル預託証明書（または預託金額が証明できる書類）、納税証明書（オークション開催日翌月末日、または第6条5項による名義変更期限より車検の有効期間の満了日が短い場合で、継続車検の取得が可能、かつU S Sが必要と判断したもの）をいう。

第5条（譲渡書類の引渡期限）

1. 出品店は、成約車両について、オークション開催日を含む8日以内に、譲渡書類をU S Sに引渡さなければならない。
2. U S Sの長期休暇をはさんだ場合の譲渡書類の引渡期限については、別途定めるものとする。

第6条（譲渡書類の有効期限）

1. 譲渡書類のうち印鑑証明書については、オークション開催月の翌月末日時点において発行日より3か月以内のものでなければならない。
2. 有効期限が記入された委任状については、オークション開催月の翌月末日まで有効なものでなければならない。
3. オークション開催日の翌月末日が、運輸支局等の休日に当たる場合、印鑑証明については、当該休日前日時点において発効日より3か月以内、委任状については、当該休日前日まで有効なものは、前2項を満たしているものとする。
4. 出品店が、落札店に期間不足による早期名変ペナルティ金2万円を支払うことにより、

落札店が期間不足の譲渡書類を承諾した場合には、出品店は、譲渡書類の引渡しをすることができる。

5. 出品票の所定欄に名義変更期限の記入があり、かつその期限がU S Sに譲渡書類が引渡された日を含め21日を超えている場合には第1, 2項によらない。
6. 名義変更期限の記載があるが、出品店からU S Sへ譲渡書類の引渡しが遅れたことにより期限不足(21日以下)となった場合について、U S Sへ引渡された日から21日を超えて有効な期限がある場合は条件を満たしたものとする。

第7条(譲渡書類の確認義務)

1. 出品店は、譲渡書類を引渡す場合には、予めその内容を十分に確認した上、U S Sが指定した書類送付書に必要事項を記入して、引渡さなければならない。
2. 前項で定めた書類送付書の添付なき場合、または記入内容に相違がある場合、U S Sは、代筆または訂正ができるものとし、出品店は、代筆または訂正された内容についてクレームの申し立てはできないものとする。
3. 落札店は、U S Sより譲渡書類を受領するに際しては、直ちにその内容を十分に確認し、内容に相違がある場合は、速やかにU S Sに通知をしなければならない。

第8条(自動車損害賠償責任保険)

自動車損害賠償責任保険証明書の契約者の使用の本拠の所在地が沖縄県または離島であるため、権利譲渡される契約者に追徴金が発生する場合、落札店がオークション開催月の翌月末日迄にU S Sへ申告した場合に限り、出品店は、当該金額を落札店へ支払うものとする。

第9条(リサイクル預託金)

1. 出品店は、出品車両についてリサイクル料金預託済みの場合、リサイクル預託金額(資金管理料を除く)を出品票の所定欄に申告をしなければならない。
2. 落札店は、前項の場合のみ、落札車両代金とは別に出品票の所定欄に記載されたリサイクル預託金を出品店へ支払うものとする。
3. 出品票に申告されたリサイクル預託金額に過剰申告があった場合、落札店がオークション開催月の翌月末日迄にU S Sへ申告した場合に限り、出品店は、過剰金額の返金をするものとする。

第3章 譲渡書類の不備

第10条(名義変更または抹消登録後の譲渡書類の提出義務)

1. 次の各号の一つに該当する車両を出品しようとする会員は、当該車両については、出品店名義に登録、または抹消登録した上で譲渡書類を引渡すものとする。

- (1) 当該車両の名義人が一般の支払を停止する等倒産状態にある場合
 - (2) 差替または再交付が困難と思われる譲渡書類
 - (3) 名義人が死亡している車両
 - (4) その他地域により登録手続の取扱いが異なるもの
2. 前項の出品店名義の譲渡書類が引渡しできない場合は、その取扱いについてはU S Sが裁定する。

第 11 条（車検有効期限の短い場合）

1. 出品店は、車検有効期間の満了日が、オークション開催月の翌月末日以内の車両については、抹消登録をしてから出品するものとする。ただし、出品店が移転登録（継続）の方が良いと判断する車両についてはこの限りではない。
2. 落札店は、前項ただし書きの場合、オークション開催日当日中の別途定める時間内に限り、抹消登録の依頼を、U S Sを通じて出品店に対して請求することができるものとする。

第 12 条（抹消登録の代行）

落札店は、車検有効期間の満了日が、オークション開催月の翌月末日を越える車両について、別途定める金額を支払うことにより抹消登録の代行をU S Sへ申請することができる。

第 13 条（譲渡書類の遅延ペナルティ）

1. 出品店が、譲渡書類の引渡しを怠りオークション開催日を含む 8 日を超えた場合、出品店は、落札店に対して、遅延ペナルティを支払うものとする。
2. 前項の遅延ペナルティの金額は、金 1 万円とし、それ以降 7 日遅延するごとに金 1 万円を追加するものとする。
3. 納税証明書等継続車検に必要な書類の遅延ペナルティについては、落札店からの催告日より起算するものとする。なお、落札店による前記書類の請求期限については、車検満了日より 1 か月以内のものに限る。
4. 譲渡書類の不足が落札店に到着後に発覚した場合の遅延ペナルティについては、落札店からU S Sへ催告のあった日より起算するものとする。
5. 譲渡書類が落札店到着後に不備が発覚し、そのために差替を要する場合の遅延ペナルティについては、落札店が差替書類をU S Sに引渡しした日より起算するものとする。

第 14 条（譲渡書類の遅延および紛失等によるキャンセル）

1. 出品店が、譲渡書類の引渡しをオークション開催日を含む 1 か月以上遅延した場合、落札店は契約を解除することができる。この場合、出品店は、落札店に対して、キャンセルペナルティ金 10 万円に加えて第 13 条所定の書類遅延ペナルティおよび陸送費、加修費等U S Sが相当と認めた費用（転売後の費用は含まない）を支払うものとする。
2. 出品店において、書類を紛失する等により譲渡書類の引渡しができないことが明かな場合、出品店は、契約を解除することができる。この場合、出品店は、落札店に対して、

キャンセルペナルティ金15万円に加えて契約解除日までの期間の書類遅延ペナルティおよび陸送費、加修費等U S Sが相当と認めた費用（転売後の費用は含まない）を支払うものとする。

第4章 名義変更

第15条（名義変更の期限）

1. 落札店は、落札車両について、オークション開催月の翌月末日迄（または第6条5項による名義変更期限迄）に移転登録または抹消登録を完了するものとし、車検証等名義変更を明らかにする書類の写しを開催月の翌々月5日までにU S Sに引渡しをしなければならない。
2. 落札店が、オークション開催月の翌々月の5日迄に前項の書類の写しを引渡さない場合は、U S Sにおいて現在登録証明書にて確認手続（軽自動車を除く）を行うものとし、落札店は、U S Sに対して、現在登録証明書取得手数料金3千円（消費税別）を支払うものとする。

第16条（軽自動車の名義変更の特則）

軽自動車については、名義変更と同時に旧名義人の納税義務消滅の手続を行うものとする。

第17条（名義変更の届出方法）

1. 落札店は、第15条第1項の名義変更等完了の引渡しについて、車検証等名義変更を明らかにする書類の写しに開催回数と出品番号を明記してU S Sへ届け出るものとする。
2. 前項以外の方法による届出については、第15条第1項に定める届出がないものとして取り扱うものとする。

第18条（名義変更遅延ペナルティ）

1. 落札店は、第15条第1項に違反した場合、出品店に対して、名義変更遅延ペナルティを支払うものとする。
2. 前項の遅延ペナルティの金額は、金1万円とし、それ以降7日遅延するごとに金1万円を追加するものとする。ただし、書類の差替えが必要とするものは、落札店からU S Sへ差替えの書類が引渡された日までの間で7日遅延するごとに金1万円を追加するものとする。
3. U S Sは、遅延の理由により、前項の範囲内で、ペナルティの減額することができるものとする。

第 19 条（軽自動車の名義変更遅延ペナルティの特則）

1. 落札店は、第 15 条第 1 項に違反した場合、出品店に対して、名義変更遅延ペナルティとして、金 1 万円を支払うものとする。
2. 新年度の自動車税が旧名義人に課税された場合（3 月開催は除く）、落札店は、出品店に対して、さらに自動車税相当額および金 2 万円の名義変更遅延ペナルティを支払う。

第 5 章 自動車税相当額

第 20 条（自動車税相当額の負担）

1. 出品店は、成約車両の自動車税相当額についてオークション開催月分まで負担する。
2. 出品店は、成約車両の軽自動車税相当額についてオークション開催年度分まで負担する。
3. 自動車税相当額の精算については U S S を介しておこなうものとする。
4. U S S があらかじめ設定した、自動車税相当額と実際の金額が異なる場合、U S S は、出品店および落札店へ再度精算をおこなうものとする。

第 21 条（自動車税相当額の預託）

1. 落札店は、オークション開催月の翌月分から年度内の自動車税相当額の残額分を U S S に対して預託するものとする。
2. 落札店は、3 月に開催されたオークションで車両を落札した場合、前項の規定にかかわらず翌年度分の自動車税相当額を預託するものとする。

第 22 条（自動車税還付請求権譲渡書類の提出）

1. 出品店は、自動車税還付請求権譲渡書類を所持している場合は、譲渡書類と一緒に、当該出品車両における、自動車税還付請求権譲渡書類、オークション開催年度の自動車税納税証明書等、自動車税納税を証明する書類（以下「還付書類等」という。）を U S S に引渡すものとする。
2. 還付書類等の引渡しがない場合については、出品店は、後日自動車税相当額等の精算に応じなくてはならないものとする。

第 23 条（自動車税相当額預託金の返金）

1. 自動車税相当額預託金は、U S S が落札店から車検証等名義変更を明らかにする書類の写しを受領した後に、次項の定めに従い、出品店および落札店へ精算をおこなう。
2. 自動車税相当額預託金の支払いおよび精算は、次表のとおりおこなう。

「自動車税相当額預託金の支払いおよび精算」

名義変更結果	精 算
移転登録	開催月の翌月分から年度内残額を落札店が負担する。

抹消登録	還付書類の添付がない場合に限り、自動車税相当額預託金のうち、抹消登録月の翌月分から年度内残額相当分をU S Sが落札店に返還する。
3月中登録 (3月開催分)	開催翌年度分全額を自動車税相当額預託金からU S Sが落札店に返還する。
軽自動車の名義変更 (3月開催分)	開催翌年度以降の名義変更については、落札店が負担し、開催月内の名義変更については、自動車税相当額預託金全額をU S Sが落札店へ返還する。

第24条（自動車税相当額の後日精算）

1. 移転登録が行われた後、同年度内に抹消登録された場合において、還付書類等の添付がなく、落札店が抹消登録月の翌月5日までに車検証等抹消登録を明らかにする書類の写しをU S Sに引渡した場合は、出品店は、抹消登録月の翌月分から年度内残額相当分を落札店に支払うものとする。
2. 前項の場合、還付書類等の添付があっても自動車税の未納等で還付手続きができない場合は、出品店は、還付譲渡金額相当額を落札店に対して支払うものとする。

第25条（自動車税未納）

1. 自動車税の未納が発覚した場合、出品店は、催告のあった日を含む7日以内に、自動車税を納税しなくてはならない。また、U S Sが必要と判断した場合は、証明書（車検用）を引渡さなければならない。
2. 出品店が前項の期限を怠った場合、出品店は、落札店に対して、金1万円の遅延ペナルティを支払うものとし、それ以降7日遅延するごとに金1万円を追加するものとする。

第6章 譲渡書類の差替・再交付

第26条（譲渡書類の差替請求）

1. 落札店が譲渡書類の有効期限の失効、または書き損じをした場合、出品店に対して、新たな書類の差替を求めることができる。ただし、落札店は差替を請求する際、U S Sが求めた場合には、自動車保管場所証明書の写しをU S Sに提示することとする。
2. 差替後の名義変更期限については、差替日より1か月を目安としてU S Sが定めるものとする。
3. 譲渡書類のおよび還付書類等の差替手続は、全てU S Sを通じて行うものとする。これに反した場合には、落札店は、差替ペナルティの他に禁止行為違反によるペナルティとして、金3万円を出品店に支払うものとする。
4. 第1項による差替の場合、落札店は、出品店に対して、差替ペナルティとして書類1点につき金2万円または差替に要する実費（領収書等で確認ができ、U S Sが相当と認めた費

用)の高い方を支払うものとする。ただし、旧所有者(譲渡者、委任者)が記入をしなくてはならない欄の書き損じをした場合については、この限りではない。

第27条(譲渡書類の再交付)

1. 出品店は、落札店から、紛失または盗難等により、譲渡書類(抹消書類に代わる書類も含む)の再交付請求があった場合には、再交付に努めなければならない。
2. 落札店が、前項の書類を出品店に対して、再交付請求する場合、U S Sを通じて顛末書を以て依頼するものとする。これに反した場合には、落札店は、再交付ペナルティの他に禁止行為違反によるペナルティとして、金3万円を出品店に支払うものとする。

第28条(名義人に対する直接請求)

出品店が、譲渡書類の差替または再交付請求の日から、差替については1か月以内、再交付については2か月以内に書類の差替または再交付しない場合、落札店は、直接名義人に対して、移転登録手続等の請求をすることができる。

第29条(譲渡書類の再交付ペナルティ)

1. 譲渡書類の再交付を請求した落札店は、書類再交付を受けるのと引き替えに、出品店に対して、書類再交付ペナルティまたは再交付実費(領収書等で確認ができ、U S Sが相当と認めた費用)の高い方を支払うものとする。

ペナルティの明細は下記のとおりとする。

譲渡書類の種類	書類再交付ペナルティの金額
抹消書類紛失の場合	1点につき金3万円
その他の紛失	1点につき金3万円

ただし、上記いずれも金10万円を上限とする

2. 出品店において譲渡書類再交付ができないことが明らかな事由がある場合には、前項のペナルティを支払う必要はないものとする。
3. 出品店は自動車損害賠償責任保険証明書の再交付をする義務を負わない。

第30条(軽自動車の譲渡書類再交付ペナルティの特則)

1. 軽自動車の書類再交付については、下記ペナルティまたは再交付実費(領収書等で確認ができ、U S Sが相当と認めた費用)の高い方を支払うものとするとする。

譲渡書類の種類	書類再交付ペナルティの金額
返納証明書紛失の場合	1点につき3万円
その他の紛失	1点につき3万円

ただし、上記いずれも金10万円を上限とする

2. 出品店において譲渡書類再交付ができないことが明らかな事由がある場合には、前項のペナルティを支払う必要はないものとする。
3. 出品店は自動車損害賠償責任保険証明書の再交付をする義務を負わない。

第7章 その他

第31条（担保設定等）

1. 落札車両について担保設定等があるため完全な所有権移転ができない場合、出品店は、その申告があった日を含む7日以内にこれらの担保を抹消しなければならない。
2. 出品店が前項の期限を怠った場合、出品店は、落札店に対して、金1万円の遅延ペナルティを支払うものとし、それ以降7日遅延するごとに金1万円を追加するものとする。
3. 出品店が第1項の抹消が申告日の翌月に至った場合、出品店は、落札店に対して、当該車両に対する1か月分の自動車税相当額を支払わなければならない。
4. 出品店が第1項の申告があった日を含む1か月以内に担保等の抹消ができない場合は、落札店は、契約を解除することができる。
5. 第1項の申告期限については、オークション開催日を含む6か月以内とする。

第32条（自動車リサイクル法における引取り報告等）

1. 落札車両について自動車リサイクル法における引取り報告等により、完全な所有権移転ができない場合、出品店は、その申告があった日を含む7日以内に瑕疵を治癒しなければならない。
2. 出品店が前項の期限を遅延したとき、出品店は、落札店に対して、遅延ペナルティとして金1万円を支払うものとし、それ以降7日遅延するごとに金1万円を追加するものとする。
3. 出品店が第1項の申告があった日を含む1か月以内に瑕疵を治癒できない場合は、落札店は、契約を解除することができる。
4. 第1項の申告期限については、オークション開催日を含む6か月以内とする。

第33条（交通違反等による車検拒否について）

1. 落札車両について当該オークションでの成約前に発生した交通違反等により、車検の取得ができない場合、出品店は、その申告があった日を含む7日以内に瑕疵を治癒しなければならない。
2. 出品店が前項の期限を遅延したとき、出品店は、落札店に対して、遅延ペナルティとして金1万円を支払うものとし、それ以降7日遅延するごとに金1万円を追加するものとする。
3. 出品店が第1項の申告があった日を含む1か月以内に瑕疵を治癒できない場合は、落札店は、契約を解除することができる。
4. 第1項の申告期限については、オークション開催日を含む6か月以内とする。

第34条（交通違反等）

落札店が落札車両について名義変更前に交通違反、事故等（迷惑駐車含む）をおこし、出品店側に迷惑をかけた場合、落札店は、出品店に対して、違反ペナルティとして金3万円を

支払うものとする。

平成 28 年 1 月 1 日改定